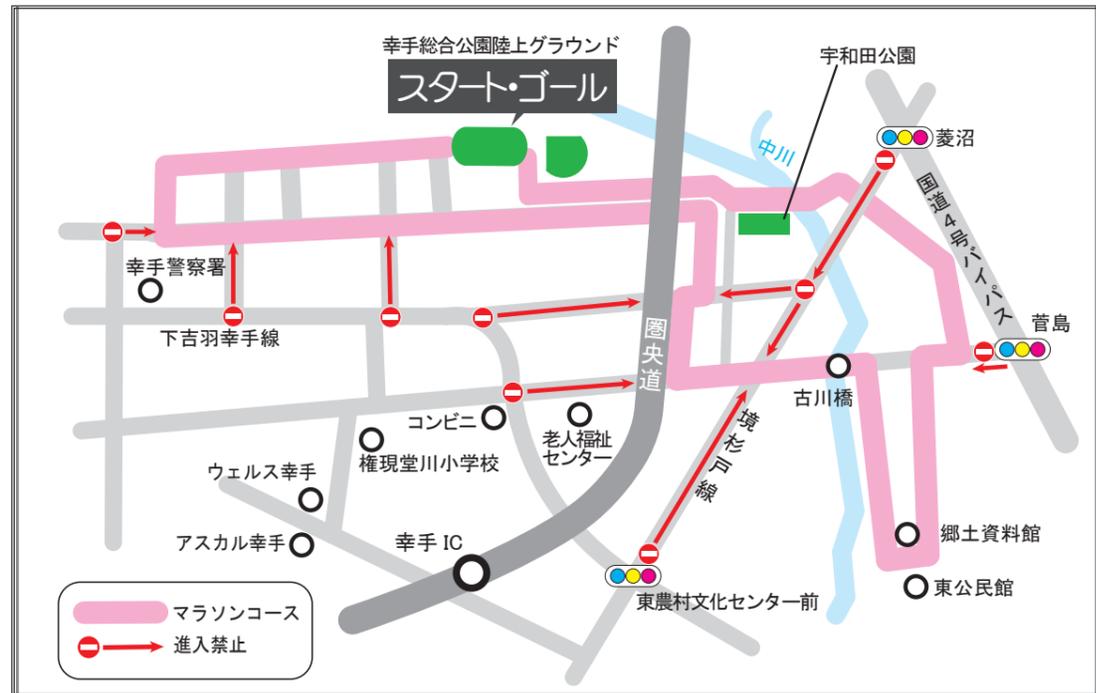


# 第31回幸手市さくらマラソン大会 交通規制

大会を安全に運営するため、ご理解ご協力をお願いいたします

交通規制予定日時 3月31日(日) 午前9時～10時50分

- 大会当日は下図のとおり道路の一部が通行できなくなります。迂回にご協力ください。
- コース周辺の道路などでは交通渋滞が予想されます。
- 交通規制時間は目安です。当日の競技状況などにより変わることがあります。
- 詳細な地図はホームページまたはQRコードからご確認ください。



問合せ 社会教育課 ☎(43)1111 内線 645

# 公的年金からの年金天引き(特別徴収)制度

市民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、年金天引き(特別徴収)で納めている人は、引き続き特別徴収します。

## 市民税・県民税

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線 133・FAX(43)1125

### 4月からの市民税・県民税の特別徴収

現在、市民税・県民税を特別徴収で納めている人は、前年度に年金から徴収した税額の半分を4・6・8月の3回に分けて、年金から仮徴収します。

※市外に転出されたときや特別徴収の税額が変更になったとき、また特別徴収される市民税・県民税が老齢基礎年金などの額を超えるときは、特別徴収が中止となる場合があります。その場合は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

## 国民健康保険税

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 143・FAX(43)1125

### 4月からの保険税の特別徴収

現在、保険税を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険税と同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

#### ■保険税の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当した人

- (1) 世帯主が国民健康保険に加入している人
- (2) 世帯の国民健康保険加入者の全員が年齢65歳～74歳の人
- (3) 世帯主の年間の年金受給額が18万円以上の人
- (4) 国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人

#### 【対象公的年金の優先順位の例】

1位：老齢基礎年金 2位：老齢・退職年金 3位：障害年金および遺族年金など  
 ※令和6年度中に75歳になる人は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。  
 ※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。詳細は、お問い合わせください。

## 後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 147・FAX(43)1125

### 4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

#### ■保険料の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当した人

- (1) 後期高齢者医療制度に加入している人
- (2) 年間の年金受給額が18万円以上の人
- (3) 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人

※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。詳細は、お問い合わせください。

## 介護保険料

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444・FAX(43)5600

### 4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

#### ■保険料の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当した人

- (1) 介護保険第1号被保険者
- (2) 年間の年金受給額が18万円以上の人

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

人権 それは 愛

本人通知制度について  
 ～大切な個人情報を守るために～

戸籍謄本や住民票の写しなどには、大切な個人情報が含まれ、本人やその家族、代理人以外で、交付の請求が出来る場合は限定されています。

しかし、本人の知らないところで、法に基づく請求に見せかけた不正取得が行われる事案が後を絶ちません。こうした行為は、個人情報(不正取得のみならず、身元調査に利用され、結婚差別や就職差別などの人権侵害や犯罪などにも悪用されるおそれがあります。これは、埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例で禁止されている部落差別につながる可能性もあります。

こうした事案を防止・抑止するため、埼玉県を初めとした多くの自治体には、「事前登録型本人通知制度」があります。この制度は、

戸籍謄本等が本人の代理人や第三者に交付されたとき、事前に登録した人に対してその事実を通知するものです。

この制度を利用することで、戸籍等を取られたことが本人に通知されるため、万一、不正取得があった場合でも早期発見が期待できます。また、多くの人の登録があれば、不正取得を抑制することができます。

制度の利用には、お住いの自治体の担当窓口での事前登録が必要です。大切な個人情報を守り、一人ひとりを大切にする社会を実現するために「事前登録型本人通知制度」へ登録しませんか。